



東京都議会議員選挙

大田区選挙区 定数7人



選挙へ行こう!

選挙のめいすいくん

投票日時

7月4日(日)
午前7時～午後8時



投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成15年7月5日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されている
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和3年6月24日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方

転居	大田区⇒大田区	投票所
6月11日以前に転居届を出した方		新住所地
6月12日以降に転居届を出した方		前住所地

転入	他区市町村(都内)⇒大田区	投票できる自治体
3月24日以前に転入届を出した方		大田区
3月25日以降に転入届を出した方		前の区市町村※1

転出	大田区⇒他区市町村(都内)	大田区での投票の可否
3月3日以前に転出した方		大田区では投票できません※2
3月4日以降に転出した方		大田区で投票できます※1
大田区から都外へ転出した方		投票できません

- ※1 投票できる自治体の選挙人名簿に登録されていることが必要です。投票の際は、新住所地で発行する「住民票の写し」(選挙用は交付手数料無料)か、新住所記載の運転免許証またはマイナンバーカードがあるとスムーズに投票ができます。
- ※2 ただし、2月26日～3月3日に転出した方は、期日前投票のみ投票できる場合があります。詳細は問合先にお問い合わせください。

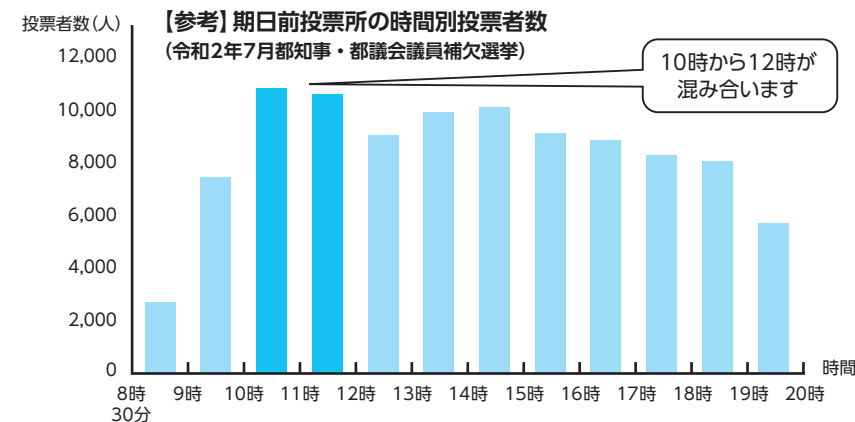
投票所での新型コロナウイルス感染防止対策

当日投票所、期日前投票所では、皆さまに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

【皆さまへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください
 - 投票所内でのマスク着用にご協力ください
 - 筆記用具はご自身のものも使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をご持参ください
- ※ボールペンやサインペンなどは、インクがにじんだり、ほかの投票用紙に付着したりするため、推奨しません

詳細は
コチラ



投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、6月25日ごろに届くように郵送します。開封して住所・氏名・投票所を確認の上、投票の際はご自分の投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が投票日までに届かなかった場合でも、大田区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、問合先でお調べします。

選挙公報は全世帯に配布します

選挙公報は6月下旬に各世帯に配布します。なお、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。

東京都選挙管理委員会事務局ホームページにも掲載される予定です。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。



投票所内はお静かに…

投票所内では静かな環境を保てるようご協力をお願いします。投票所内の混雑緩和や、投票の秘密や自由・公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人(投票する方)とその同伴する18歳未満の子ども、投票事務従事者、投票管理者、警察官でなければ入場できません。ただし、選挙人を介護する方など、選挙人とともに投票所に入ることについて、やむを得ないと投票管理者が判断したときには、入場が認められる場合があります。

投票所が変更になる地区があります

第2投票区にお住まいの方

対象地区：田園調布四丁目3・4・30～48番、田園調布五丁目1～7・13～57番

新投票所



田園調布特別支援学校(田園調布5-43-6)